

4. 施策実施スケジュール

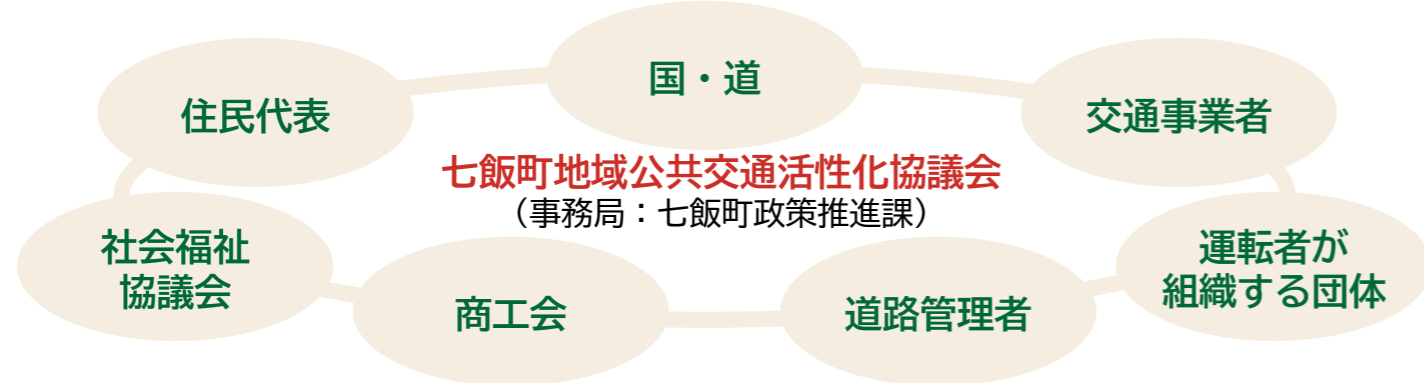
七飯町地域公共交通計画で実施する施策のスケジュール及び進捗状況を色付けして整理し、以下のとおり、計画内容の推進を図ることとしました。

	施策番号	令和4年10月～	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年～10月
町内交通に係る施策	①						
	②大沼						
	②藤城峠下						
広域的な交通に係る施策	③						
	④						
利用促進に係る施策	⑤						
	⑥						
評価・検証に係る施策	⑦						
	⑧						

 : 検討
 : 検討・実施
 : 実施

5. 評価・検証の体制

七飯町地域公共交通計画の評価・検証について、下記の七飯町地域公共交通活性化協議会が主となって、管理を行う体制を構築しました。



6. 住民・事業者・行政に求められる役割

計画推進に向けた関係者の役割を下記のように整理しました。

	役割	内容
地域住民	積極的な利用など	公共交通の積極的な利用、利用促進策の積極的な実施、公共交通に対する改善策などの積極的な要望
交通事業者	安全な運行など	公共交通の安全な運行、運行実績などのモニタリングの協力など
七飯町	施策の検討・実施など	地域のニーズ把握、各種交通施策の実施、資金の調達など

七飯町独自の持続可能な公共交通網を

「住民・事業者・行政が一体となって育てる」ことをテーマとした

「七飯町地域公共交通計画」を作成しました

計画期間：令和4年10月から令和9年10月まで（5年間）

※令和8年3月改訂

1. 七飯町地域公共交通計画作成の背景と目的

近年の地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、自家用車の普及など社会情勢の変化に伴う利用者の減少や、慢性的な人手不足による運転手の高齢化など、極めて厳しい状況となっています。

こうした中、地域公共交通を維持・存続していくためには、交通事業者の経営努力のみならず行政、住民、団体、企業など地域全体が課題を認識するとともに、地域一体となった利用促進の取り組みが欠かせません。

また、国の動向では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和2年6月に改正され、全ての地方公共団体において地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

七飯町における今後の少子高齢化の進展を見据え、かつ、より良い公共交通施策の展開に向けて、鉄道、路線バス、タクシーなど既存交通手段に加え、新たな交通手段の可能性を含めた総合的な交通体系の構築や町民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させ、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指し、「七飯町地域公共交通計画」を作成しました。

2. 七飯町地域公共交通に係る課題

七飯町内の地域公共交通の現状や各種調査結果に基づき、以下の課題を整理しました。

■七飯町の地域公共交通を取り巻く現状から抽出した課題

・七飯町で暮らし続けるための、利用者ニーズに即した公共交通網の形成	・交通事業者の事業存続も含めた行政支援のあり方の検討
・各地区の特性を考慮した、利便性の高い公共交通の導入	・広域交通であるJRや路線バスとの接続性を確保した町内交通の整備
・町民が公共交通を使おうと思う意識醸成、利用頻度向上のための施策	・民間の資源も活用し効率的に公共交通網を形成すること

■各種調査結果から抽出した課題

・自動車に依存しなくてもよい公共交通網の形成が必要	・施設情報とあわせて移動手段に係る情報提供体制の強化
・季節や居住地区に関係なく、送迎に頼らずとも通学ができる町内移動のあり方の検討	・バス停や駅といった交通結節点から自宅までの移動手段（ラストマイル交通）の検討
・広域交通による近隣自治体へのアクセスの確保・維持	・通学時間帯における町内のJR駅やバス路線との接続の強化
・既存交通資源を活用した周遊観光手段の拡充	

課題の解決策として位置付けている施策については、中面をご覧ください



七飯町地域公共交通計画【概要版】 令和8年3月 改訂版発行

■発行：七飯町

■問合せ先：政策推進課 ☎0138-65-5792

3. 七飯町地域公共交通計画の基本方針・方向性・施策

七飯町地域公共交通計画の基本方針

住民・事業者・行政が一体となって育てる、より使いやすく、持続可能な公共交通網の形成

基本方針に基づく方向性

町内交通（方向性①）	広域交通（方向性②）	利用促進（方向性③）	評価・検証体制（方向性④）
町内交通資源を活用した公共交通網の形成	七飯町と生活圏自治体を結ぶ広域的な公共交通の確保・維持	公共交通の積極的な利用を促す施策・事業の展開	持続的な公共交通の確保・維持に向けた取組の継続

施策①：各地区の特性を踏まえた移動支援・負担軽減策の実施

⇒各地区の生活関連施設間で利用しやすい既存公共交通を活用した移動支援を検討
 ⇒各地区内で居住地が広く分布していることから、町内ハイヤーを活用した移動支援を検討
 ⇒公共交通が主な移動手段となっている高齢者などを対象とした運賃負担軽減策の検討
 ※行き先や軽減額などは、地域意見及び事業者意見などをもとに検討
 【地区の中を巡回する路線定期運行や路線不定期運行（デマンド型交通）を中長期的に検討】

施策②：本町市街地までのより利便性の高い移動手段の確保

⇒藤城・峠下地区及び大沼地区から本町市街地までの移動手段の確保
 ⇒大沼地区においては、町内交通事業者により居住者向けにボランティアで運行されていた通院や買い物等に利用できるバスをベースとして、「大沼地区移動支援実証運行（通称：大沼お出かけ号）」を実施し、その結果を踏まえて本町市街地やJR駅等へのアクセスを担うデマンド型交通として本格運行へ移行
 ⇒令和7年10月の大沼地区を通過する路線バス廃止を踏まえ、本格運行の大沼お出かけ号を、日常生活の移動と鉄道等へのフィーダー機能の双方を担う代替交通として位置付け、地域内フィーダーシステムの確保を図る
 ⇒藤城・峠下地区においては、大沼地区での実証運行・本格運行の結果を参考に、新たな運行や既存運行形態の拡大を検討し、移動手段の確保を図る
 ⇒町内の通学者においては、施策③⑦と連携した移動支援を検討

施策⑤：新函館北斗駅へのアクセスの維持

⇒新函館北斗駅を経由する一般バス路線の維持
 ⇒施策⑦と連動した利用者数の確保

施策③：利用しやすいバス停留所位置の見直し

⇒現状の住宅地や施設位置などを踏まえた既存バス停留所位置の見直しの検討
 ⇒バス停留所位置の見直しについては、函館バスや道路管理者などとの協議を踏まえ、実施可能性も含めて検討

施策⑥：町民及び事業者との継続的な意見交換機会の創出

⇒公共交通の利用者を主な対象とした利用者会議の開催
 ⇒運行時間帯や運行形態などについて、意見をいただき、協議会への共有を行う体制を構築
 ⇒事業者から定期的に公共交通の利用状況を共有いただき、協議会への報告を行う体制を構築
 ⇒施策①②③と連携し、施策内容や目標の見直しに活用

施策⑦：公共交通の利用促進を目的とした定期的な情報配信

⇒JRやバス路線の運行ダイヤの変更に伴い、必要に応じた情報発信
 ⇒広報などを通じて、公共交通の利用状況の共有や便利な取組などの共有
 ⇒町民だけでなく、来訪者に向けた情報発信についても検討
 ⇒モビリティ・マネジメントの実施

施策④：広域的な移動の確保に向けた町内交通と広域交通の接続強化

⇒施策①②の移動支援及び手段と町内のJR駅や町内を運行する一般バス路線との接続を強化
 ⇒とりわけ、利用の多い通勤・通学時間帯における接続を強化

施策⑧：七飯町地域公共交通活性化協議会での評価・検証の継続した実施や見直し

⇒年数回の開催を想定し、目標値などの評価を実施
 ⇒将来を見据えた新たな公共交通サービスの調査・研究

